第試発生原因、不況ノ為毎日曜及祝祭日ヲ休業トシ能率揚ラザル職工ヲ（六名）解雇シタル為之ニ反対セシニ因ル

要求ノ項目、解雇反対

解決ノ項目、承認

法八 協調會

7.7.7
3998

常務理事
労働部長
事務主任

労秘第二〇八一號

昭和七年七月五日　警視廳

内務大臣　山本達雄殿

会局長官殿

石勝石材工場ノ労働争議ニ関スル件（発生ノ解決）

発生　六、二九　解決　七、三十
使用労働者　三九
争議参加者　[illegible]
関係労働組合　[illegible]

要旨（事業主側ハ六月七日給制度ヲ請負制度ニ改メタルモ従業員側ハ三割値下ナリトシテ六月三十日罷業シテ交渉ノ結果従来通リノ日給制度ニ復スルコトトシテ罷業ヲ解ク）

一、争議発生ノ場所
名称　赤坂區青山北町一　石勝石材工場

二、事業主側
名称　石勝石材工場